

**令和 8 年度第 2 回淡路島持続的な生産・消費の実現推進事業
(消費者とのつながり強化支援) 公募要領**

1 目的

持続的な生産を維持するために、観光客などを含めた、より多くの消費者、実需者との強固な関係づくりにより、持続的な消費が図られるよう、淡路島の農畜水産業や農畜水産物及びその加工品を、「知ってもらおう」「買ってもらおう」「食べてもらおう」などの生産者と消費者等とのつながり強化を図る取組活動を支援する補助事業の事業実施主体を募集します。

2 事業の概要

(1) 事業内容等

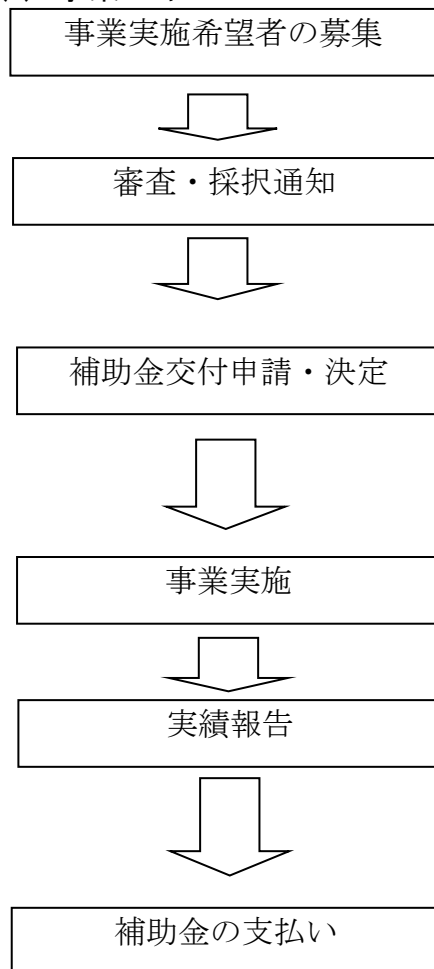
事業内容	消費者に対して、淡路島の農畜水産業や農畜水産物及びその加工品の認知度のより一層の向上を図るための取組に要する経費を支援
補助対象経費	補助対象経費は本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区別できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。 また、ハード整備や備品購入に係る経費については、助成の対象としない。 ① 食材フェアや販売促進イベント出展等による淡路島産農畜水産物及びその加工品等（以下「淡路島産食材等」という。）の P R 活動に係る経費（出展料、出展ブースにおける水光熱費・什器類のレンタル代、販売員の派遣経費、旅費※） ② 淡路島産食材等の認知度向上や販売促進のための P R 資材（のぼり、パネル、ポスター、チラシ、産地を紹介する動画 等）の作成に係る経費 ③ その他県民局長が必要かつ適当と認めるもの ※首都圏等遠方での P R 活動のための宿泊費については、原則として兵庫県旅費規程で定める額を上限に対象経費とする。
事業実施主体 (補助対象者)	① 淡路島内の農畜水産物の生産者及び生産・出荷団体 ② 淡路島産農畜水産物の加工、販売等を行う事業者 ③ 淡路島内の市、観光協会
補助金額 (補助率)	1 事業実施主体あたり最大 5 0 0 千円、5 0 千円下限 (補助率 1 / 2 以内)
補助対象期間	補助金交付決定から令和 9 年 2 月 2 8 日まで

※なお、採択数については予算の範囲内とする

(2) 審査項目等

- ア 兵庫県認証食品を P R する活動
- イ 取組の広域性
- ウ SNS 等への投稿により広く周知する
- エ 取組日が複数日設けられている
- オ 淡路島内で活動する事業実施主体
- カ 事業終了後も継続的に取引等ができる取組

(3) 事業スキーム



- ・事業実施希望者は、洲本農林水産振興事務所に様式1～3を提出
- ・洲本農林水産振興事務所は、提出資料を審査、事業実施希望者に採択通知を行う。
- ・事業実施主体は、洲本農林水産振興事務所に補助金の交付申請を行う。
- ・洲本農林水産振興事務所は、内容を審査し交付決定を行う。
- ・事業実施主体は、取組を開始する。
- ・事業実施主体は、取組完了後30日以内、又は令和9年2月28日のいずれかの早い日までに事業を完了(支払いも完了する)し、洲本農林水産振興事務所に実績報告書を提出する。
- ・実績報告書の内容を確認の上、補助金額を確定し、請求に基づいて補助金を支払う。

3 応募方法

(1) 募集締切

令和8年10月30日(金)まで

(2) 提出書類

様式番号	内 容	提出部数
様式1	応募申請書	1部
様式2	実施計画書(案)	1部
様式3	審査項目に係る取組の詳細	1部
—	法人・団体の場合は、定款・規約、役員名簿等応募団体の概要が分かる書類	1部

(3) 提出先・方法

【提出先】メールアドレス：sumotonourinsuisan@pref.hyogo.lg.jp
兵庫県淡路県民局洲本農林水産振興事務所 農政振興第1課
(〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 TEL 0799-26-2096)

【提出方法】上記メールにより提出ください。

4 審査・採択決定

書類審査により採択の可否を決定し、採択結果(採択/不採択)については、文書で通知します。

なお、審査経過等の問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

5 留意事項

本事業により補助を受ける内容と同一の内容で、国・県・市町等から重複して助成を受けることはできません。当該事実が判明した場合は、補助金交付決定の取消し、又は補助金の返還を求めます。

また、事業完了後に商談実績等の報告を求めることがございます。